

**大学等が公認心理師になるための必要な科目を開講するにあたっての
よくある質問（更新日：2019年3月11日）**

番号	質問	回答
1	実習施設への実習担当教員による巡回指導を概ね週1回以上行うこととあるが、週1回実習を行う場合、毎回巡回しなければならないのですか。	回数が目安が週1回以上という趣旨なので、週1回実習を行うのであれば、実習5回につき1回以上程度巡回指導を行っていただければ結構です。
2	実習施設の設置者の承諾書は、その施設の設置者に承諾いただかなければならないのですか。	基本的には設置者に承諾いただくこととなりますが、施設長など承諾する権限をお持ちの方であれば、その方でも差し支えありません。
3	実習演習担当教員は非常勤講師でもよいですか。	非常勤講師でも差し支えありません。
4	どのような職種だと実習指導者として認められますか。	実習指導者の要件に職種は含まれていませんので、どのような職種であっても、業務経験等の要件を満たしていれば実習指導者として認められます。
5	実習の内容に変更があった場合はどのように手続きをすればよいのでしょうか。	変更があった日から1か月以内に変更届（開講科目確認書又は確認申請書の様式に準じて各大学等において作成すること。）を提出してください。具体的には、 ・変更届（鑑文）、 ・変更箇所と変更理由がわかる書類、 ・変更を反映させた、申請時の書類から変更する部分がある書類全て、 を提出してください。
6	確認申請書を提出してから、どれくらいの期間で回答をもらえるのでしょうか。	定められた期間内にご提出いただければ、提出していただいた科目が開講するまでの間に回答できるように、調整のご連絡をさせていただきます。
7	実習施設の設置者の承諾書は公印つきの原本を提出する必要がありますか。	実習施設の設置者の承諾書は原本の写しを提出してください。
8	心理実習を開講する際、実習指導者が心理実習中に実習生を指導することが困難な場合で、実習演習担当教員のうち、心理実習及び心理実践実習を担当する教員が実習施設において実習生に指導を行うこととする場合、提出書類にはどのように記載をすれば良いのでしょうか。	「確認申請書（大学）」の「8. 実習施設」のうち、実習演習担当教員が指導を行う実習施設の「実習指導者氏名」の欄に、カッコを付けるなどして、その違いがわかるように担当教員の氏名を記載してください。なお、この場合における実習演習担当教員の実習指導者調書は不要です。

**大学等が公認心理師になるための必要な科目を開講するにあたっての
よくある質問（更新日：2019年3月11日）**

番号	質問	回答
9	確認申請書はどのような点に気を付けて作成すればよいでしょうか。	<p>定められた要件を充足していることが書類上明らかになるように作成してください。特に記載が不十分な点として、以下の点にはご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習演習担当教員及び実習指導者の要件を満たしているか。 ・実習演習担当教員及び実習指導者が同時に指導を行ってよい学生数の範囲内で開講しているか。 ・実習演習計画において、「含まれる事項」「巡回指導」「実習時間（担当ケースや学内・学外の内訳含む）」が漏れなく記載されているか。 ・学内相談室の実習を行う場合も、確認申請書への記載、実習指導者調書（実習指導者がいる場合に限る）及び実習受け入れの承諾書が必要になります。また、学内相談室での実習は主要5分野に含まれません。 ・医療機関における実習が必須となっているか（保健医療分野が必須なのではなく、医療機関が必須です）。